

一般社団法人電子情報技術産業協会 ECセンター（以下「甲」という。）が保有する商標の使用に関する規約を下記の通り定める。

### 第1条【定義】

本規約において、次の各語は以下の意味を有する

- (1)「対象商標」とは、別紙1に記載する甲の商標等をいう
- (2)「対象製品」とは、別紙3に定める対象商標の使用者（以下「乙」という）が製造・販売する製品をいう
- (3)「対象役務」とは、別紙3に定める乙が提供する役務をいう
- (4)「使用対象」とは、対象製品に関する次のものをいう
  - ①パッケージ
  - ②カタログ
  - ③前②に記載するカタログを掲載する乙の Website
  - ④プライスカード、ステッカー、店頭用ポスター、店頭用チラシ等の販売促進物
  - ⑤プレスリリースその他の広報発行物
- (5)「ECALGA 標準」とは、甲が定める、受発注業者間での企業間ビジネスプロセスを電子化し、シームレスに繋いで業務改革を目指す EDI 標準規格をいう

### 第2条【対象商標】

乙は、対象商標が甲の業務上の信頼・信用等の化体した標章であり、対象商標に係る権利、権益、特権、利益等は全て甲固有の財産であることを認知し、承諾する。

### 第3条【ECALGA 標準に対する使用者の義務】

1. 乙は、ECALGA 標準が企業間ビジネスでの業務ニーズの変化や IT の進歩等に対応し、永続的に更新されることを理解し、甲の最新の ECALGA 標準に対応するため、対象製品をバージョンアップする義務があることを認識する。
2. 甲は、対象製品に関し、最新の ECALGA 標準に合致していないと判断するときは、乙に対し、この改善を申し出ることができ、この場合、乙は速やかにこれに対応する。

### 第4条【使用許諾】

1. 乙は、対象製品に関し甲から対象商標等の使用許諾を受けるにあたり、別紙2に定める使用許諾申請書に関連資料を添付して許諾申請手続きを行わなくてはならない。
2. 甲は乙から当該使用許諾申請書および関連資料を受領後、これらが ECALGA 標準に準拠しているかを遅滞なく審査し、適切との判断が出た場合は使用許諾書にて乙に通知する。なお、不適切との判断が出た場合は、甲より乙に対して別途調整又は拒絶の連絡を行う。
3. 甲は乙に対し、本規約遵守することを条件として、①対象製品に対象商標を付すること（対象製品

がECALGA標準に準拠していることを表示することを含む。以下、②③も同様。)、②使用対象に対象商標を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示し、輸入し、または電気通信回線を通じて提供すること、③使用対象に対象商標を付して展示し、もしくは頒布し、またはこれらを内容とする情報に対象商標を付して電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下、同じ。)により提供すること、④対象役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に対象商標を付すること(対象役務がECALGA標準に準拠していることを表示することを含む。以下⑤⑥⑦⑧も同様。)、⑤対象役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に対象商標を付したものをを用いて対象役務を提供すること、⑥対象役務の提供の用に供する物(対象役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。)に対象商標を付したものを対象役務の提供のために展示すること、⑦対象役務の提供に当たりその提供を受ける者の対象役務の提供に係る物に対象商標を付すること、⑧電磁的方法により行う映像面を介した対象役務の提供に当たりその映像面に対象商標を表示して対象役務を提供することに必要な非独占、譲渡不可、取消可能、日本国内および再実施権許諾不可の通常使用権を許諾する。

### 第5条【使用対象の使用に関する厳守事項等】

1. 乙は、対象商標の使用に際して、別紙1に定められた対象商標を用いなければならない。
2. 乙は、対象商標の使用に際して、更に、使用対象に次の事項を明記しなければならない：
  - (1) 対象製品の製造者、販売者もしくは役務提供者が乙である旨。
  - (2) 対象商標が甲の登録商標または商標である旨(例えば、「ECALGAは、一般社団法人電子情報技術産業協会ECセンターの商標または登録商標です。」等の表記)
3. 乙は、如何なる理由であっても、次の各号に定める行為を行ってはならない：
  - (1) 本規約に所定の条件をひとつでも充足しない一切の対象商標の使用
  - (2) 対象商標を、使用対象において、当該使用対象の題号・商品名と比較して同等またはそれ以上の大きさで表示する行為
  - (3) 自らまたは第三者による要請もしくは要求を問わず、(i) 商品または商品の包装に対象商標に類似する標章(以下「類似標章」という。)を付する行為；(ii) 商品または商品の包装に類似標章を付したものを譲渡し、引渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示し、輸入し、または電気通信回線を通じて提供する行為；および/または、(iii) 商品に関する広告、価格表または取引書類に類似標章を付して展示し、もしくは頒布し、またはこれらを内容とする情報に類似標章を付して電磁的方法により提供する行為
  - (4) 甲が対象製品もしくは使用対象の製作、製造、出版、発行、発売、監修、保証もしくは承認を行っていること、または、それらに関与している旨の表示、広告、宣伝を行う行為、またはそのような頒布媒体を作成する行為
  - (5) 甲が対象製品もしくは使用対象の製作、製造、出版、発行、発売、監修、保証もしくは承認を行っていること、または、それらに関与していると第三者に誤解させるような表示、広告、宣伝

- を行う行為、またはそのような頒布媒体を作成する行為
- (6) その他、甲および甲の商品等の社会的な信頼、信用および印象を損ねるまたは損ねる恐れのある形態または状況での対象商標の使用
- (7) 本規約期間中および規約期間終了後において、対象商標について、単独であっても、他の語、文字、図形との結合であっても、いかなる登録、権利（商標、ドメインネームに係る登録、権利を含むが、これらに限らない）をも取得する行為、または、第三者をして取得させ、もしくは第三者が取得することを援助する行為

#### 第6条【使用許諾の対価】

1. 本規約第4条に基づく使用許諾の対価として、乙は甲に対し、金 100,000 円（消費税を含む。）を、甲の発行する請求書に基づき、当該請求書発行日から 60 日以内に甲指定の銀行口座に振込払いする。
2. 前項に定める支払いを乙が行わなかった場合には、支払いが行われるまでの期間、年利 14.6%の延滞利息を付する場合もある。
3. 乙は、本条に基づいて乙が甲に支払った対価および延滞利息につき、事由の如何を問わず返還その他一切の請求を行わない。

#### 第7条【使用対象の提示等】

1. 乙は、製造、販売しようとする商品もしくは提供しようとする役務が対象製品もしくは対象役務に含まれるか否かの疑義が生じた場合、甲に対し問合せをしなければならない。
2. 乙は、甲より請求があったときは速やかに、甲に対し、使用対象または使用対象の使用状況が把握できる資料等を提示または提出しなければならない。

#### 第8条【免責事項】

対象商標、対象製品、対象役務および使用対象について発生した全ての質問・苦情・紛争・損害等は、乙が全て対応し、責任を負い、甲は全ての責任から免れる。

#### 第9条【不保証】

本規約に関する如何なる規定も次のように解釈されてはならない。

- ① 対象製品および対象役務についての対象商標の有効性を保証すること。
- ② 乙による本規約に基づく対象商標の使用が、現在または将来において第三者のいかなる権利をも侵害しないことを保証すること。
- ③ 甲が対象商標の侵害に対する訴訟または法的処置を行うこと、または対象商標の有効性に関する訴訟または法的処置に対して防御することを保証すること。

**第10条【秘密保持】**

甲および乙は、相手方が秘密と定めて開示した事項並びに本規約に関して知り得た相手方の業務上の秘密情報を秘密に保持し、その受領後3カ年間は第三者に開示もしくは漏洩をしてはならない。但し、次の各号の一に該当する情報はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた時点で、開示を受けた当事者に既に保有されていた情報
- (2) 開示を受けた時点で、既に、公知・公用であった情報
- (3) 開示を受けた後、開示を受けた当事者の責めに帰する事由なしに、公知・公用となった情報
- (4) 秘密情報によらずに独自に着想・創作・開発等がされた情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなしに、合法的に提供された情報

**第11条【使用許諾の発効と有効期間】**

1. 対象商標の使用許諾の発効は、別途甲から乙に通知される「使用許諾通知書」に記載する発効日から2年間有効とする。但し、本規約第8条乃至第10条の規定は、使用許諾終了後もなお有効とする。
2. 特に申し出が無い限り、自動継続となり、費用が発生する。  
乙が有効期間の終了を希望するときは、使用許諾有効期間満了日の3カ月前までに甲に対してその旨を申し出ることとする。

**第12条【使用許諾の解除】**

1. 甲は、乙が本規約に違反し、乙に対して相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内にこれが是正されないときは(本規約第3条第3項による改善勧告に応じないときを含むがこれに限らない)使用許諾を解除することができる。
2. 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、何らの催告なしに直ちに使用許諾を解除することができる。
  - (1) 振り出した手形もしくは小切手を不渡りとし、一般の支払いを停止し、金融機関からの取引停止処分を受け、または、その他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき
  - (2) 仮差押え、差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立、または、公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (3) 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき
  - (4) 破産・会社整理・特別清算・民事再生・会社更生等の倒産処理の申立を受け、または行ったとき
  - (5) 解散、合併または営業の一部もしくは全部の譲渡を決議したとき
  - (6) 実質的な支配株主が変更したとき
  - (7) 資産、信用または営業が著しく悪化したとき
  - (8) その他、使用許諾内容の継続を著しく妨げるような状況に陥ったとき
3. 甲は、乙が使用許諾の有効期間中、対象商標の有効性について自ら争い、第三者をして争わせ、

または第三者が争うのを援助した場合には、使用許諾を解除することができる。

**第13条【使用許諾終了時の措置】**

使用許諾が終了した場合、乙は、次の各号に所定の処置をとる。

- (1) 使用対象からの対象商標の削除・消去等を含め、対象商標の使用を直ちに中止すること
- (2) デザイン画、版下その他の対象商標に係るまたは対象商標が描かれた書面等を甲に返還すること

**第14条【使用による権利義務の譲渡禁止】**

乙は、甲の書面による承諾なしに、使用により生じる権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引受けさせ、もしくは担保の用に供してはならない。

**第15条【準拠法】**

本規約の解釈・効力および効果は、日本法に基づくものとする。

**第16条【合意管轄】**

使用において発生した紛争等の処理は、東京地方裁判所を専属的な第一審裁判管轄とする。

**第17条【規約改廃】**

本規約の改廃は、一般社団法人電子情報技術産業協会 ECセンター の承認を得て行う。

**【附則】**

**1. 施行日**

本規約は平成16年9月1日より施行する。

以 上

(特別条項)

甲による ECALGA 標準の機能発表時期より1年以内に使用許諾された場合、本規約第6条第1項の規定にかかわらず、甲は乙に対し、使用許諾料の免除をする事も出来る。なお、使用許諾有効期間を延長する場合はこの限りではない。

誤字修正 平成16年11月 9日

第7条の文言中の「対称役務」⇒「対象役務」

改正履歴 平成18年9月12日 企画部会にて承認

第11条【使用許諾の発効と有効期間】2項 6ヶ月前申し出⇒自動継続



対象商標

(1) 商標／標準文字

区 分：第09類、第42類

出 願 番 号：商願2002-066090

出 願 年 月 日：平成14年8月5日

登 録 番 号：第4714496号

登 録 年 月 日：平成15年10月3日

**ECALGA**

(2) 商標／ロゴ (着色)

区 分：第09類、第41類、第42類

出 願 番 号：商願2004-041257

出 願 年 月 日：平成14年8月5日

登 録 番 号：第4819933号

登 録 年 月 日：平成16年12月14日

商標の態様：ECALGA (着色)



平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(一社) JEITA/EC センター殿

**ECALGA®標準準拠**

**使用許諾申請書**

**ECALGA ロゴ®**

申請会社名\_\_\_\_\_ 印

弊社（以下：乙）は「**ECALGA**」標準準拠の文言や **ECALGA** ㄱの使用許諾申請を、（一社）電子情報技術産業協会 JEITA/EC センター（以下：甲）に致します。

申請・使用にあたっては 甲が定める **ECALGA 商標使用規約**を遵守する事に合意します。

**(1) 対象製品/対象役務 (サービス)**

対象サービス/製品の具体名称

- ① \_\_\_\_\_
- ② \_\_\_\_\_
- ③ \_\_\_\_\_
- ④ \_\_\_\_\_
- ⑤ \_\_\_\_\_
- ⑥ \_\_\_\_\_

**(2) 使用希望開始年月日 (20\_\_年\_\_月\_\_日)**

**(3) 使用許諾料の請求・支払い**

乙は甲が使用許諾を許可・通知した際に同封する請求書・振込依頼書に基づき、利用規約第 6 条の期限内に甲指定の口座に振込みます。

(※振込手数料は貴社ご負担)

**(4) 運用連絡先**

担当部署 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

e - Mail \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_

申請会社URL \_\_\_\_\_

郵便番号・住所 〒 \_\_\_\_\_

**【個人情報の取り扱いについて】**

ご記入いただいた個人情報 [担当部署、氏名、メールアドレス、電話番号 (携帯電話・FAX を含む)、申請会社名・団体名、申請会社 URL、郵便番号、住所、その他連絡先に関する情報など] は、当協会へのお問い合わせへの対応、当協会からのお問い合わせ、その他取引遂行にあたって必要な業務以外には利用いたしません。但し、所属会社 (関連会社等) から照会があった場合、個人情報を開示させていただきます。他社より照会があった場合には、個人情報を開示いたしません。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

使用申請会社\_\_\_\_\_殿

**ECALGA<sup>®</sup>標準準拠**

**使用許諾通知書**

**ECALGA<sup>®</sup>ロゴ**

\_\_\_\_\_(一社) JEITA/EC センター

貴社（以下：乙）が平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に（一社）電子情報技術産業協会 JEITA/EC センター（以下：甲）へ使用許諾申請についての審議結果、下記に示す対象製品/対象役務に関し、甲が使用許諾を決定した事を通知いたします。

**(1) 使用許諾した対象製品/対象役務（サービス）**

対象サービス/製品の具体名称

- ① \_\_\_\_\_
- ② \_\_\_\_\_
- ③ \_\_\_\_\_
- ④ \_\_\_\_\_
- ⑤ \_\_\_\_\_

**(2) 使用許諾開始年月日（\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）より2年間**

**(3) 使用許諾料：¥100,000-**

※但し 半年毎に対象製品/対象役務の状況について、EC センター宛に報告ください。 報告様式は自由です。

**(4) 使用許諾料の支払い**

同封する請求書・振込依頼書に基づき、利用規約第 6 条の期限内に甲指定の口座に振込み下さい（振込手数料は乙の負担）。

**(5) 運用連絡先**

担当部署	-----
担当者氏名	-----
e - Mail	-----
Tel	-----
申請会社URL	-----
郵便番号・住所	〒 : -----